

夢のつぼみ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、次のとおり説明いたします。この内容は重要ですので十分理解されるようよろしくお願いいたします。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	特定非営利活動法人 全国子育て支援ネットワーク協会
事業者の所在地	旭区東希望が丘240-4
電話番号・(FAX)	045-369-7555 (7556)
代表者氏名	古谷 敬
定款の目的に定めた事業	保育施設の運営

2 施設の概要

種別	認可保育所					
名称	夢のつぼみ保育園					
所在地	旭区東希望が丘240-4					
電話番号・(FAX)	045-369-7555 (7556)					
施設長氏名	平松 珠子					
開設年月日	平成23年4月1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	8人	9人	10人	10人	10人
取扱う保育事業	通常保育、一時保育、延長保育					
事業所番号	1410051014199					

*上記の電話番号で繋がらない場合、園の携帯**070-3641-5896**にかけてください。

3 施設・設備の概要

園舎平面図 ※別紙参照

敷地面積		363.26㎡			
園舎	構造	木造 2階建て			
	延床面積	242.21㎡			
施設設備 の数と面積	乳児室	1室	39.61㎡		
	保育室	1室	92.08㎡		
	調理室	1室	18.9094㎡		
	幼児用トイレ	1か所	16.8958㎡		
	事務室・医務室	1室	7.5833㎡		
	職員室	1室	7.6599㎡		
設備の種類	冷暖房など 屋外遊戯場(敷地内の園庭) 屋外遊戯場(代替え場所 出狩場公園)				81.4211㎡

4 *保育理念

- ・ひとりひとりの気持ちを大切にし、個性を伸ばす
- ・心身共に健やかに、生きる力を育てる

*保育目標

- ・自分の思いを素直に表現してのびのびと遊ぶ子
- ・心も体も生き生きと元気な子
- ・思いやりがあり、温かい気持ちを持つ子

*保育方針

- (1) さまざまな経験を通し、人と関わるなかで生きる力を育てる
- (2) こどもの心身の健やかな成長を求め、職員の質の向上を目指す
- (3) ひとりひとりの気持ちを受け止め、愛情を持って接する事で愛されていると感じられる保育を行う
- (4) こどもたちが安心して過ごせるよう、優しい気持ち、優しい言葉掛けで触れ合う
- (5) 保護者との信頼関係を心掛け、保護者が安心して子育てと仕事の両立が出来る環境作りを行う

*運営方針

- (1) 待機児童、園児、保護者の事を考え計画し、横浜市の保育事業に貢献する
- (2) 子育て中の保護者が子育てに自信がもてる様に支援する
- (3) 子育ての相談、応援、協力をすることで、保育園としての役割を果たす
- (4) 地域から愛され、頼られる存在を目指す
- (5) 幸せの発信源になれるよう努力する

5 職員体制 (変更あり)

施 設 長	1 人 (資格: 保育士 幼稚園教諭)
副 園 長	1 人 (常勤: 人、非常勤 1人)
保 育 士	20 (常勤: 14人、非常勤 6人)
調 理 員 (栄 養 士 除 く)	2 人 (常勤: 人、非常勤 2人)
看 護 師	1 人 (常勤: 1人、非常勤 人)
栄 養 士	2 人 (常勤: 2人、非常勤 人)
事 務 員	1 人 (常勤: 人、非常勤 1人)
そ の 他 (保 育 補 助)	1 人 (常勤: 人、非常勤 1人)

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	平成23年4月1日
休 所 日	日曜日・祝祭日及び年末年始

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 から 金 曜 日	午前7時00分から午後8時00分まで
----------------	--------------------

土 曜 日	午前7時00分から午後6時00分まで
-------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月 曜 日 から 金 曜 日 の 保 育 時 間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：午後6時31分から午後8時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月 曜 日 から 金 曜 日 の 保 育 時 間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時31分から午後8時00分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料		
延 長 保 育 料	基本単価	30分あたり	1700円
	10日以内利用	30分あたり	850円
	きょうだい児 多子軽減	第2子	50%軽減
		第3子	100%軽減
延長保育に伴う 間食・夕食代	A・B階層	間食代	夕食代
	1ヶ月あたり	1250円	3750円
	10日以内利用	620円	1870円
	C・D階層	間食代	夕食代
	1ヶ月あたり	2500円	7500円
	10日以内利用	1250円	3750円
主 食 提 供	月額	1200円	（3歳児以上クラス）
副 食 提 供	月額	4500円	（3歳児以上クラス）
その他の利用料金	写真販売にかかる費用（各自ネット注文）		
	駐輪場利用費（契約者）	1ヶ月	1000円
	日本スポーツ振興共済掛金（階層別）	年額	210円
	布団リース代（税込）	月額	352円

9 支払方法

支払方法 現金







支払期日 料金項目により

*職員に集金袋を手渡ししてください。(その場で一緒に確認させていただきます)

10 提供する保育・教育の内容

- ・一人一人が健康に健やかに安全に楽しく過ごし、こども達の心を大切に受け止め職員が協力して保育を行う
- ・サッカースクールや英語教室、日本舞踊、体操教室は専門の講師に来ていただいています。(サッカースクールはグランドの確保が出来ない等の諸事情により、継続できない場合があります)

<クラス編成>

年 齢	クラス名	マーク	クラスカラー	花言葉
0 歳 児	すずらん		し ろ	純 粋
1 歳 児	もも		ぴんく	愛 嬌
2 歳 児	ちゅーりっぷ		あ か	思いやり
3 歳 児	すみれ		むらさき	誠 実
4 歳 児	ひまわり		きいろ	あこがれ
5 歳 児	ゆり		みどり	無 垢

<保育計画 (年間) >

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムを安定させ、生命の維持、情緒の安定を図る。 ・個々の発達に応じ、離乳の完了・歩行の確立・発語を促す。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者に援助されながら基本的な生活習慣を見に付ける。 ・豊かな遊びや経験の中で言葉のやり取りや自我の芽生えを繋げていく。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲を持って取り組み、自分で行おうとする姿勢を培う。 ・様々な体験や遊びを通して、自然や生き物、出来事に興味を持つ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・友達との関わりの中で自分の思いを表現し相手の思いを知ろうとする。 ・様々な活動に意欲的に参加し、のびのびと園生活を楽しむ。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活における約束や、社会のルールの大切さを知り、守ろうとしながら生活する。 ・活動のイメージを膨らませ、見通しを持って取り組もうとする。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と協力して目標に向かって取り組み、やり遂げる達成感や充実感を味わう。 ・就学に向けて、必要な生活習慣を見に付ける。
主 な 行 事	<ul style="list-style-type: none"> ・入園進級お祝い会・保育参観・誕生会・おやつバイキング ・七夕お楽しみ会・夏祭り・消防車見学・お月見会・運動会 ・お芋掘り・遠足・クリスマス会・餅つき・生活発表会・豆まき ・ひな祭り会・卒園式など

*年間行事予定表を配付しますので、日程の確認を行ってください。

* 予定変更につきましては、「夢のつぼみたより」又は掲示にてお知らせ致します。

< 一日の保育の流れ >

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 視診・問診 自由活動	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 視診・問診 自由活動
8:30 9:00 10:50	保育短時間（8時間）開始 順次登園 朝の会（出欠確認） おやつ 設定保育 片付け	保育短時間（8時間）開始 順次登園 朝の会（出欠確認） 設定保育
11:00	食事（年齢によって前後します） 歯磨き・着替え	片付け 食事（年齢によって前後します）
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	歯磨き・着替え
12:30 14:30 15:00	目覚め おやつ（手作りおやつです）	お昼寝（年齢によって前後します） 目覚め おやつ（手作りおやつです）
15:35	帰りの会 順次降園	帰りの会 順次降園
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了
18:30 20:00	保育標準時間終了 延長保育開始 おやつ・夕食 閉園	保育時間標準終了 延長保育開始 おやつ・夕食 閉園

11 給食について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(900~950kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	(1250~ 1300kcal) 45%
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

< アレルギー対応について >

- ・横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づく。
- ・生活管理指導表の提出による、除去食の提供。
- ・アレルギー除去食メニュー表の作成。

<給食の提供にあたって>

- ・給食試食会の実施（年1回）
- ・行事食・お誕生会メニューの実施（月1回）
- ・国産食材中心の食材選び・旬を取り入れ、多様な食材を使用する献立作成
- ・0歳児は初期・中期・後期の3種類の献立表を作成と開始時の面談実施
- ・献立表メニューの提供
- ・給食日誌と検食の実施
- ・給食会議の実施と、献立作りへの反映
- ・1歳児以上、各クラスにて月1回食育活動を実施
- ・衛生管理の徹底
- ・身体測定による健康管理

※ 毎月の献立表をご覧ください、園で初めて食べるものが無いように使用食材の確認をお願い致します。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・生活調査票・緊急連絡先・健康記録票・災害時受け渡し票・時間延長サービス申し込み書（園所定の用紙があります）など、園より配布した書類にご記入の上、提出をお願いします。
- ・健康保険証・医療証のコピー
- ・母子手帳の出生届と出産状況のページのコピー

*毎日の持ち物（成長に伴い変わる事があります）別紙参照

- ・必ず記名をお願いします。・園でお貸した物は洗濯をして早めにご返却をお願いします。
- ・衛生面を考慮していただき、汚れが落ちてないものやカビ等のあるものはご遠慮ください。

服装について

- ・動きやすく、着脱しやすい服装 月齢に応じて調整をお願いします
- ・様々な活動をしますので、汚れても良い服装
- ・体の大きさにあった洋服
- ・ビーズやパンコール等の装飾のないもの 乳児は飾りボタンのない物
- ・髪ゴムは金属やプラスチックの部分や固い飾りの無いもの（カチューシャやピン止め・切れやすいゴムや透明のゴムは使用できません）

- ・スカートの下にはオーバーパンツや、スパッツ等の着用をお願いします
- ・3歳児以上はポケットタオル（ハンカチ）を入れられるポケットの付いている洋服が望ましい

通園かばんについて

指定のものはありません。キーホルダーを付ける場合は危なくないもの（素材の柔らかいもの）をお願いします。缶バッチは禁止とさせていただきます。

13 登園・降園について

登園・降園にあたっては、次の点に留意してください

- ・登園・降園時には必ず IC カードを通してください
- ・前の方がいらしてドアが開いている時でも IC カードは通してください。
- ・ご兄弟での登園・降園の際はお手数ですが、一人ずつ IC カードを通してください。
- ・IC カードをお持ちでない時は入室後、登園・降園時間を所定の用紙に記入し、職員に渡してください。
- ・玄關等で飲食をしないでください。また、口の中に食べ物が入ったままのお預かりは誤飲の危険もありますので、お受け出来ません。
- ・朝食のお預かりは出来ませんので、必ずご家庭で召し上がって来てください。
- ・遅刻欠席の場合は給食人数や出席人数把握の為、朝9時までにご連絡ください。
- ・お迎えの方と、時間を連絡帳に必ず記入してください。（未記入の場合は連絡をさせていただきます）
- ・お迎えの時間が30分以上前後する場合は、ご連絡をお願いします。（戸外遊びで園外へ行っている場合もあるため）
- ・事故防止の為、お迎えの方が変更になる場合はご連絡ください。

*ICカードの3枚目以上の追加もしくは紛失時の再発行は1枚1000円がかかります。

14 保育園と保護者との連携について

- ・保育とは保護者とともにお子様を育てる営みであり、お子様の24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。連絡帳は園とご家庭での様子を把握し合う大切なものと考えております。お忙しいとは存じますが、必ず記入してお持ちください。
- ・園便りを始め様々な配布物があります。必ず目を通して頂きますようお願いいたします。
- ・提出期限のあるものについては必ず期限内に提出をお願いします。
- ・活動の様子を記録した写真販売を毎月行っております。
- ・一緒に生活をされているご家族のどなたかがお休みの場合、また、お仕事等で保育

が必要なお時間以外は、お子様との大切なお時間を家庭で過ごされるようお願いいたします。

- ・台風などの自然災害時、電車等の使用される公共機関のストップ、お仕事が自宅待機の場合は保育が必要となった時点でお預かりします。電話で状況連絡をお願いいたします。
- ・感染症の流行などにより登園のあり方や登降園の方法など通常保育とは異なる願いをする場合がありますので園からの情報をこまめに確認してください。
- ・入園後Jモバイル（メールサービス）に登録していただきます。園からの情報をメールサービスでお知らせいたしますので、確認をお願いします。
- ・行事等により、土曜日の保育が通常通り行えない場合がありますのでご了承ください。
- ・心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

15 保健・健康管理

(1) 健康管理について

- 初めて集団生活に入るお子さまは特に風邪などの病気にかかりやすい場合があります。感染症が流行る時期には、ご家庭でもお子さまの様子に充分ご注意ください。
- 発熱だけでなく、下痢などの症状にもご注意ください。（下痢は脱水症状や体力の消耗が心配です。）
- 連絡帳には、朝の体温・内服や使用した薬、咳、鼻水などの体調をご記入ください。
- お子さまの様子がいつもと違う時や、傷・ケガのある場合は職員にお知らせください。
- 転倒・落下などをし、頭部をぶつけた場合は24時間の観察が必要です。登園を控えて保護者の下で経過観察をお願い致します。また、その状況を職員に必ずお伝えください。
- 病児保育はしておりません。そのため、お薬も原則お預かりしていません。通院時はその旨を医師に相談し、お薬の回数などを調整して頂くことをお勧めいたします。（長期にわたり服用が必要な場合はご相談ください。医師の依頼書等が必要となります）
- 通院時には保育園に通っていることを医師に伝え、集団生活が可能かどうかを必ず確認してください。
- 体調不良時は、一番身近でお子さまの様子がわかっているおうちの方が、機嫌、活気、食欲、表情、咳、鼻水、下痢、嘔吐（幼児は自覚症状も含む）などを把握していただき、元気に活動できるか？ 他の子にうつる心配がないか？ を考慮の上、登園をお願いします。前日、異常があった場合は、できるだけご自宅で様子を見てください。

※ 別添1 【 体調不良時の登園について 】をご参照ください。

- 発熱時は、37.5℃を目安にお迎えの依頼をさせていただきますが、発熱の有無にかかわらず、全身状態を見てお迎えのご連絡をさせていただくことがあります。体調不良をきたしているお子さまの不安な気持ちや、急変などを考慮してのことですので、速やかにお迎えをお願いします。また、38.0℃以上の発熱があった時は翌日解熱していても、一日お休みをして様子を見て頂けます様をお願いします。

発熱は変動するものですので、お迎え時や帰宅後熱が下がっていたり、さらに上昇してしまうことも考えられますがご理解ください。

- 発熱は、発熱期間と同日の回復期間が必要と言われています。体力が回復していない状態の集団生活は、病気を長引かせたり、違う疾患にかかる場合もありますので、熱が下がっても翌日はゆっくり過ごして体力を回復させましょう。
- 発熱は、体内に侵入してきたウイルスや細菌と戦って免疫力を高め、身体を守っている最中の状態でもあります。むやみに熱を下げると、病原体も復活してくるので病気が長引くこともあります。解熱剤は、高熱が続くことで体力を消耗してしまうことを防ぐために高くなった熱を下げるものです。熱が下がると病気が治ったと思いがちですが、熱の原因を取り除くお薬ではありませんので気を付けましょう。
- 園で首から上のケガや衝撃を受けた場合は保護者の方と相談をし、通院させていただきます。また、首から下のケガ等でも園長、看護師の判断で通院をさせていただきます。その場合も相談をさせていただきます。
- 衛生上、およびケガの防止のため、爪が伸びていないかの確認をお願いします。
- ホクナリンテープ（ツロブテロールテープ）について
ホクナリンテープは副作用もあります。必ず医師の指示の下使用し、登園時に職員にお知らせください。また、ホクナリンテープを貼付して登園する際は、油性マジックなどで記名をお願いします。
- お休み中や自宅、登降園中のケガや体調不良等がございましたら、必ずお知らせください。
(場合によってはお電話で確認させて頂く場合もありますのでご了承ください)
- ご自宅でのケガの状況や生活状況によっては関係機関（区役所・児童相談所）への届け出が園の義務となっております。

(2) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

- | | | | | | |
|----------|----------------|-------|---------|------|-------|
| ○ 園児健康診断 | 全園児 | 年 2 回 | ○ 視聴覚検診 | 3 歳児 | 年 1 回 |
| ○ 歯科健診 | 全園児 | 年 2 回 | | | |
| ○ 尿検査 | 3 歳児・4 歳児・5 歳児 | 年 1 回 | | | |

※ お子さまの健康状態（持病・特異体質・アレルギー等）については、事前に担任にお知らせください。ご報告のない場合の病状の悪化、事故等については一切責任を負えません。健診は年 2 回のうち 1 回は必ず受診してください。

16 感染性の病気について

(1) 感染を予防するため、医師の診断が必須の疾患

- 以下の伝染性・感染性疾患は登園停止となります。医師が記入した『登園許可証明書』が必要です。

- | | | | |
|------------------|-----------|---------------------|-------------|
| ◆麻しん(はしか) | ◆インフルエンザ | ◆風しん | ◆水痘(みずぼうそう) |
| ◆流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ◆結核 | ◆咽頭結膜熱(プール熱) | |
| ◆流行性角結膜炎 | ◆百日咳 | ◆腸管出血性大腸菌感染症(O-157) | |
| ◆急性出血性結膜炎 | ◆髄膜炎菌性髄膜炎 | | |

※登園停止の病気には、高熱や発疹など、お子さまにとってつらい症状のものが多くあります。重篤な症状を引き起こすものもあるので、「人にうつすから」だけでなく、お子さまの身体のためにも十分休ませてあげましょう。また、ご家族も感染する可能性がありますので、過去に感染したことがあるかをチェックしておきましょう。

- 以下の疾患は、登園停止にはなりません感染力が強く、合併症が重症化しやすいという理由から医師の診察を受けてから登園していただきます。お子さまの全身状態が良好になり、かかりつけ医から集団生活に支障がないと判断された場合に、保護者が記入した『登園届』が必要です。

◆溶連菌感染症	◆マイコプラズマ肺炎	◆手足口病	◆伝染性紅斑(リンゴ病)
◆ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	◆ヘルパンギーナ		
◆RSウイルス感染症	◆帯状疱疹	◆突発性発しん	

(2) 頭じらみが発見された場合

当園停止とはなりません、当日は連絡をさせていただきますので、速やかにお迎えをお願いします。皮膚科に受診をして頂き医師の指示を受けてください。また、保護者記入の登園届の提出をお願いします。保護者の方にはお手数をお掛けしますが、毎日のバスタオル等の持ち帰りなどお願いします。(その都度お知らせします)

(3) 感染症対策

感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◦ 保健だより等での情報提供、予防呼びかけ◦ 来園者用手指消毒液の設置◦ 職員の手指消毒の徹底◦ メールサービス (Jモバイル) や掲示による情報提供、注意の呼びかけ |
|--|

(4) 予防接種を受けましょう

園医からの指示でもあり、年齢・時期に応じた予防接種を受けるようにしてください。

予防接種を受けましたら、おたより帳にはさんである紙に書いて担任にお渡しください。

予防接種後の当日登園はご遠慮ください。保護者の下で半日は変化がないか観察をお願いします。

5) 二次感染を防ぐために

園内での二次感染を防ぐために嘔吐物および下痢のついた服等につきましては横浜市の通達に従い、園で洗わずそのままビニール袋に入れてお返ししますのでご理解とご協力をお願い致します。(ご自宅での消毒方法を書いた紙をお渡しします)

17 写真撮影についてのお願い

行事の際にはビデオ、写真撮影を自由に行っていただけますが、それらの画像や動画

をインターネット上（twitter・LINE・FacebookなどのSNSも含みます）や、公の場などに公開するなどの行為はおやめください。園で販売している写真につきましても同様です。あくまでも、ご家庭で楽しむものとお考えください。尚、園長ブログで使用させて頂いている画像につきましては保護者の方からの同意書を頂き掲載させて頂いております。

*写真販売の写真は職員が保育中に撮影したのになりますので、お休みのタイミングや写真の写り具合で枚数に個人差ができてしまいますがご了承ください。

18 プライバシーの保護について

プライバシー保護法に基づき、お子さまや保護者の方のプライバシーに留意しております。皆様につきましても、利用者、職員のプライバシー保護にご協力をお願い致します

19 障害児保育について

専門機関・保護者との連携をとり、望ましい集団活動、個別の活動を通して、必要な援助を行い、個の発達を促していく。

20 医療的ケアが必要な児童の保育について

ご相談ください。

21 嘱託医 以下の医療機関（小児科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	希望ヶ丘クリニック
医院長名	友利 典子
所在地	旭区中希望ヶ丘210-43
電話番号	045-363-6296

22 嘱託歯科医 以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	しもぬる歯科クリニック
医院長名	下温湯 浩一
所在地	横浜市旭区中希望が丘233-8
電話番号	045-362-1184

23 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。※別紙参照（地図）

いっとき避難場所	出刈場公園
地域防災拠点	希望ヶ丘小学校
広域避難場所	二俣川自動車学校

保育中に災害が発生した場合は以下の要領で避難・連絡いたします。

災害発生後園内点検を行い安全が確認されれば園で待機し、その状況をJモバイルメールでお知らせします。また、園からの避難が必要と判断した場合には地域防災拠点である希望ヶ丘小学校、広域避難場所である二俣川自動車学校へ向かいます。いずれにし

ましても、避難をする場合にはJモバイルメール・園に張り紙などで行先をお知らせいたしますので園の方へお越してください。災害時には少しでも早くお子様の状況をお伝えできるよう努力いたします。お子様の引き渡しにつきましては職員が保護者と確認したうえで、先に来られた方に引き渡しを行います。また、代理人の方の場合は提出して頂いた書類に基づいて引き渡しをいたします。

24 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又はお子様の主治医に相談する等の措置を講じます。

尚、緊急連絡先につきましては、最初に職場に掛けさせていただきますので、お渡しする書類の項目に従いご記入をお願い致します。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

旭 警 察 署	0 4 5 - 3 6 1 - 0 1 1 0
瀬 谷 警 察 署	0 4 5 - 3 6 6 - 0 1 1 0
旭 消 防 署	0 4 5 - 9 5 1 - 0 1 1 9
瀬 谷 消 防 署	0 4 5 - 3 6 2 - 0 1 1 9

25 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	平松 珠子 須崎 礼子
消防計画届出年月日	消防署 平成23年 4月 1日
避難訓練・消防訓練	地震・火事・竜巻・不審者を想定し避難訓練を月に1回実施 (通報訓練、初期消火訓練、けが人救護を含む) 初期消火、避難を想定し、消防訓練を月に1回実施
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、備蓄品など

26 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	施設賠償責任保険
保 険 の 内 容	賠償責任・生産物

保 険 金 額	100,000,000円
---------	--------------

27 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示 園のホームページに掲載
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回 公表先：横浜市ホームページ

28 個人情報の取り扱いについて

園で管理している個人情報の書類は鍵のかかるロッカーに保管し、ご記入いただいた個人情報につきましては、園長が管理責任者と定め、紛失や漏洩が発生しないように努めます。また、ご記入いただいた個人情報は、第三者に提供することはありませんが、就学時の小学校への情報提供、転園時の転園先への情報提供、また、役所等への関係機関への情報提供は依頼があった時のみ行います。不審な点がございましたら職員にお声かけください。

29 苦情相談窓口

要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 須崎 礼子 電話番号 045-369-7555	
相談・苦情解決責任者	氏名 平松 珠子 電話番号 045-369-7555	
第三者委員	笠原 登志子	電話番号090-933-5884
		役職・肩書等 旭区消防団
第三者委員	朝倉 専吉	電話番号045-361-8379
		役職・肩書等 元民生委員

夢のつばみ保育園では相談・苦情解決の体制を次のようにとっています。

1.相談・苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより相談・苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接相談・苦情を申し出ることもできます。

2.相談・苦情受付の報告・確認

相談・苦情受付担当者が受け付けた相談・苦情を相談・苦情解決責任者と第三者委員（相談・苦情申し出の人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

3.相談・苦情解決のための話し合い

相談・苦情解決責任者は苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、相談・苦情申し出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- i.第三者委員の立会いによる相談・苦情内容の確認
- ii.第三者委員による解決案の調整、助言
- iii.話し合いの結果や改善事項等の確認

4.匿名の要望

投書等の匿名の要望等については、すべて第三者委員に報告し、必要な対応を行います。

旭区役所 子ども家庭支援課 045-954-6173

30 厚生労働省の告示に基づいた通告の義務について

厚生労働省の告示に基づき児童福祉法・児童虐待防止法等に関する法律の第4条・第5条・第6条の規定より、当園では、お子様のケガや体調、服装や持ち物等で心配な様子が伺えた際には、お子様の最善の利益を守るために通告の義務があり、区役所窓口・児童相談所等に連絡をし、各関係機関と連携を取るようさせていただきます。

また、当園では保護者の方の相談も受け付けていますので、いつでもご相談ください。

下記の相談窓口もございますので、ご利用ください。

よこはま子ども虐待ホットライン

もし、「虐待かな…？」と気になっている方、お電話下さい。

匿名でかまいません。迷惑がかからないように相談をすすめます。

■お電話はこちらへ はまっ子 24時間

【フリーダイヤル】0120-805-240※ 携帯電話やPHSなどの移動電話からおかけになった場合、電波を受信するアンテナの位置によりつながらない事があります。この場合や、神奈川県外からお電話される場合は、児童相談所全国共通ダイヤル「189」をご利用ください。 いちはやく

【有 料】189(児童相談所全国共通ダイヤル)

■対象:横浜市民である児童(児童福祉施設に入所している児童も含む)に関する児童虐待の相談・通告

■その他:児童虐待以外(育児に疲れたり、不安等)の相談は、電話児童相談室にお願いします。

TEL:045-260-4152

相談日:月～土曜日

相談時間:9時～17時30分(土曜日は16時30分)

秘密は固く守ります。専門の相談員がご相談に応じます。

もし、あなた自身が「虐待をしているかも…」

そう思ったら、一人で悩まず、ぜひご連絡をください。秘密は守ります。

相談・連絡は匿名でもかまいません。

24時間365日お電話を受けています。

横浜市旭区役所の子育てについての相談窓口

旭区役所 こども家庭支援課 045-954-6173

上記の番号は、子どもの発達や育ての悩み等相談できます。

31 連携施設（近隣の当法人施設）

連携施設の種類	認可保育所
名 称	つぼみ保育園

所 在 地	旭区東希望が丘188-1(地番)
連 携 協 力 の 概 要	保育内容の支援など

32 地域の育児支援について

- ・一時保育の実施 ・地域交流
- ・育児相談 ・栄養相談 ・絵本貸し出し
- *利用希望の時は園にご連絡ください

☆困ったことや相談したいことがあれば、いつでもお声掛けください。立ち話でも、面談室でも可能です。園長・主任・副主任・担任・看護師・栄養士等がご相談に乗ります。お気軽にお話してください。

以上

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 夢のつぼみ保育園

所 在 地 : 横浜市旭区東希望ヶ丘240-4

施 設 長 : 平 松 珠 子

夢のつぼみ保育園 印

私は、書面に基づいて、夢のつぼみ保育園 の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印

児童から見た続柄 :